



TOKOニュースレター

Vol. 127/2021年7月号

発行日：2021年7月30日

コロナウィルスがまだ収束しない状況ですが、オリンピックが開幕しました。競技はメディアを通しての観戦で、日本選手の活躍も報道されております。決算の息抜きや励みとし頑張ってください。

I. 最新情報（2021年6月1日～2021年6月30日）

1. 業種別委員会

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 6月1日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第67号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2021年5月13日に開催された常務理事会の承認を受けて、業種別委員会実務指針第67号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」を公表いたしましたので、お知らせします。 本実務指針は、以下の基準の公表及び改正に伴い、これらとの整合性を図るため、銀行等監査特別委員会報告第3号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」（以下「銀行等監査特別委員会報告第3号」という。）の内容を見直し、新たに業種別委員会実務指針として取りまとめたものです。 <ul style="list-style-type: none">企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の公表（2019年7月）企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」等の改正（2019年7月）監査基準の改訂（2020年11月）監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」の改正（2021年1月）	2022年3月31日以後終了する事業年度に係る監査及び中間監査
2021年 6月1日	研究 報告	「業種別委員会研究報告第13号「銀行等金融機関にお	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2021年5月13日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会研究報告第13号「銀行等金融機関における金融商品の時価の算定に	-

		ける金融商品の時価の算定に関する監査上の留意事項」の改正について」の公表について	関する監査上の留意事項」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	
2021年6月1日	実務指針	銀行等監査特別委員会報告第3号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」の廃止について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2021年5月13日に開催された常務理事会の承認を受けて、業種別委員会実務指針第67号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」を公表したことに伴い、銀行等監査特別委員会報告第3号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」を同日付けで廃止することといたしましたので、お知らせします。	-

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし。

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし。

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし。

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし。

6. その他（会計制度委員会等）

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年6月14日	意見	実務対応報告公開草案第61号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」に対する意見について	2021年3月30日に企業会計基準委員会（ASBJ）から、実務対応報告公開草案第61号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2021年6月10日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	-

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の改正ポイント

1. 概要

<投資信託財産が金融商品である投資信託>

(1) 時価の算定

①市場における取引価格が存在する場合、通常は当該価格が時価になると考えられる。

②市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下、合わせて「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする（以下「24-2項の取扱い」という。）。ただし、時価算定会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。

③市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、次のいずれかに該当するときは、基準価額を時価とみなすことができる（以下「24-3項の取扱い」という。）。

i 当該投資信託の財務諸表が IFRS 又は米国会計基準に従い作成されている場合

ii 当該投資信託の財務諸表が IFRS 又は米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが IFRS 第 13 号「公正価値測定」又は Topic820「公正価値測定」と概ね同等であると判断される場合

iii 当該投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合

(2) 時価のレベルの分類及び開示

24-3 項の取扱いを適用した投資信託については、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、次の内容を注記するとされている。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとされている。

①24-3 項の取扱いを適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記していない旨

②24-3 項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額

③②の合計額に重要性が乏しい場合を除き、②の期首残高から期末残高への調整表

④②の合計額が重要性に乏しい場合を除き、②の時価の算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳

<投資信託財産が不動産である投資信託>

(1) 貸借対照表価額

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

金融商品会計基準に従い、一律に時価をもって貸借対照表価額とすることで会計処理を統一する。

(2) 時価の算定

- ①市場における取引価格が存在する場合、通常は当該価格が時価になると考えられる。
- ②市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする（以下「24-8 項の取扱い」という。）。ただし、時価算定会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。
- ③市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、基準価額を時価とみなすことができる。また、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用する（以下「24-9 項の取扱い」という。）。

<貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記>

時価の注記を要しないこととし（以下「24-16 項の取扱い」という。）、その場合、次の事項を注記する。

- (1) 24-16 項の取扱いを適用しており、時価の注記を行っていない旨
- (2) 24-16 項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

2. 適用時期

2022 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用。ただし、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から、また、2022 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び財務諸表から適用することができる。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703